



長運整第73号の3
令和2年4月23日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」
の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し(令和2年4月17日付け北信技整第55号)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第55号
令和2年4月17日

管内各運輸支局 殿

北陸信越運輸局長自動車技術安全部長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年4月1日付け国自整第1号）のとおり通達があったので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。



国自整第1号
令和2年4月1日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて
について」の一部改正について

標記通達について、今般、別紙新旧対照表のとおり改正したので、本取扱いにより適切に処理されたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したので申し添える。

別添

国自整第1号の2
令和2年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿
全国自動車電装品整備商工組合連合会会長 殿
全国タイヤ商工協同組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、お知らせします。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成18年3月2日付け国自整第127号）の一部改正について

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
国自整第127号 平成18年3月2日 国自整第1号 最終改正 令和2年4月1日	国自整第127号 平成18年3月2日 国自整第430号 最終改正 平成28年3月28日
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 自動車局整備課長	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 自動車局整備課長
「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて	「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて
自動車 <u>特定</u> 整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 <u>18</u> 年3月2日付け国自整第 <u>126</u> 号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成 <u>18</u> 年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。	自動車 <u>分解</u> 整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 <u>18</u> 年3月2日付け国自整第 <u>126</u> 号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成 <u>18</u> 年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。
記	記
1～6 (略)	1～6 (略)
附則 (略) 附則 (令和2年4月1日付け国自整第1号)	附則 (略) (新設)

新	旧
<p>1. この通達は、令和2年4月1日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表1中、違反条項欄「則第62の2の2条1-10」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合」及び違反条項欄「法第94条の5」に掲げる処分については、令和2年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別添1 (認証の停止命令の例)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">自動車<u>特定整備事業</u>の停止命令書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>貴〇の経営する自動車<u>特定整備事業</u>について、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき、下記のとおり、自動車<u>特定整備事業</u>の停止を命ずる。</p> <p>また、このような行為は自動車<u>特定整備事業</u>の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>なお、改善が図られない場合には、自動車<u>特定整備事業</u>の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 停止期間 (元号)〇〇年〇〇月〇〇日から (元号)〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間</p> <p>(元号)〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に</p>	<p>別添1 (認証の停止命令の例)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">自動車<u>分解整備事業</u>の停止命令書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>貴〇の経営する自動車<u>分解整備事業</u>について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき自動車<u>分解整備事業</u>の停止を命ずる。</p> <p>また、このような行為は自動車<u>分解整備事業</u>の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、貴〇のとった具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>なお、改善が図られない場合には、自動車<u>分解整備事業</u>の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 停止期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審</p>

新	旧
<p>対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>

別添2 (認証の取消の例)

(略)

自動車特定整備事業の認証の取消通知書

(略)

貴〇の経営する自動車特定整備事業について、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき、下記のとおり、自動車特定整備事業の認証を取り消すこととしたので通知する。

記

1.・2. (略)

3. 取り消し日

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日から (一週間後を目処に記入)

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づ

別添2 (認証の取消の例)

(略)

自動車分解整備事業の認証の取消通知書

(略)

〇の経営する自動車分解整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき自動車分解整備事業の認証を取り消すこととしたので通知する。

記

1.・2. (略)

3. 取り消し日

平成〇〇年〇〇月〇〇日から (一週間後を目処に記入)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づ

新	旧
き国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。	き国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別添3 (認証の警告書の例)

○○第 ○○○号
(元号) 年 月 日
 (略)
 警 告 書

貴○の経営する自動車特定整備事業について、(元号) ○○年○○月○○日に監査を実施したところ、下記のとおり、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。

このような行為は、自動車特定整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

また、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号) ○○年○○月○○日までに○○運輸支局長あて文書により報告されたい。(局長警告であっても報告は支局長まで)

なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1.・2. (略)

この処分（報告徵収の部分に限る。以下同じ。）に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。
ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

別添3 (認証の警告書の例)

○○第 ○○○号
平成 年 月 日
 (略)
 警 告 書

貴○の経営する自動車分解整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。

このような行為は、自動車分解整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

また、この警告に基づく事業の改善の具体的措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局長あて文書により報告されたい。(局長警告であっても報告は支局長まで)

なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1.・2. (略)

(新設)

新	旧
<p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	
<p>別添4 (改善命令書の例)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">改 善 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>貴〇の経営する自動車<u>特定整備事業</u>について、<u>(元号)</u>〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、下記のとおり、事業場の設備及び従業員が自動車<u>特定整備事業</u>の認証の基準に適合していない事実及び業務の運営に関する事項を遵守していない事実（違反内容にあった内容とする）が認められたことから、改善のために必要な報告を求めたところであるが、<u>未だ改善されていない</u>。</p> <p>よって、道路運送車両法第92条に基づき、改善措置を講ずることを命ずる。</p> <p>また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を<u>(元号)</u>〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。（支局長にあっては、当支局あて）</p> <p>なお、改善が図られない場合には、認証の取り消しを行うこととなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.・2. (略)</p> <p style="text-align: center;">(元号)〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〇〇運輸局（支局）長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分（報告徵収の部分に限る。以下同じ。）に不服があるときは、行政不服審</p>	<p>別添4 (改善命令書の例)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">改 善 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>貴〇の経営する自動車<u>分解整備事業</u>について、<u>平成〇〇年〇〇月〇〇日</u>に監査を実施したところ、事業場の設備及び従業員が自動車<u>分解設備事業</u>の認証の基準に適合していない事実及び業務の運営に関する事項を遵守していない事実（違反内容にあった内容とする）が認められたことから、改善のために必要な報告を求めたところであるが、<u>今だ改善されていない</u>。</p> <p>よって、道路運送車両法第92条に基づき、<u>下記のとおり</u>改善措置を講ずることを命ずる。</p> <p>また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を<u>平成〇〇年〇〇月〇〇日</u>までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい（支局長にあっては、当支局あて）</p> <p>なお、改善が図られない場合には、認証の取り消しを行うこととなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.・2. (略)</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〇〇運輸局（支局）長 〇〇 〇〇 印</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求することができます。</u> <u>ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</u></p> <p><u>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</u></p>	

別添5（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止の例）

（略）

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令書

（略）

貴〇の経営する指定自動車整備事業について、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき、下記のとおり、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。

また、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

なお、改善が図られない場合には、指定の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1.・2. （略）

3. 停止期間

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日から

別添5（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止の例）

（略）

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令書

（略）

貴〇の経営する指定自動車整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。

また、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、貴〇のとった具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

なお、改善が図られない場合には、指定の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1.・2. （略）

3. 停止期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から

新	旧
<p>(元号) ○○年○○月○○日まで ○○日間</p> <p>(元号) ○○年○○月○○日 ○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、<u>書面</u>で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>平成○○年○○月○○日まで ○○日間</p> <p>平成○○年○○月○○日 ○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>

別添6 (指定の取消の例)

(略)

指定自動車整備事業の指定の取消通知書

(略)

貴○の経営する指定自動車整備事業について、(元号) ○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき、下記のとおり、指定自動車整備事業の指定を取り消すこととしたので通知する。

記

1.・2. (略)

3. 取り消し日

(元号) ○○年○○月○○日から (一週間後を目処に記入)

(元号) ○○年○○月○○日

○○運輸局長 ○○ ○○ 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に

別添6 (指定の取消の例)

(略)

指定自動車整備事業の指定の取消通知書

(略)

貴○の経営する指定自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき指定自動車整備事業の指定を取り消すこととしたので通知する。

記

1.・2. (略)

3. 取り消し日

平成○○年○○月○○日から (一週間後を目処に記入)

平成○○年○○月○○日

○○運輸局長 ○○ ○○ 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審

新	旧
<p>対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>
<p>別添7（指定の警告書の例）</p> <p style="text-align: center;">○○第 ○○○号 <u>(元号)</u> 年 月 日 (略) 警 告 書</p> <p>貴〇の経営する指定自動車整備事業について、<u>(元号)</u>〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、<u>下記のとおり</u>、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。</p> <p>このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。</p> <p>また、<u>違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局長あて文書により報告されたい。（局長警告であっても報告は支局長まで）</u></p> <p>なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">1.・2. (略)</p>	<p>別添7（指定の警告書の例）</p> <p style="text-align: center;">○○第 ○○○号 平成 年 月 日 (略) 警 告 書</p> <p>貴〇の経営する指定自動車整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。</p> <p>このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。</p> <p>また、<u>この警告に基づく事業の改善の具体的措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局長あて文書により報告されたい。（局長警告であっても報告は支局長まで）</u></p> <p>なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">1.・2. (略)</p>
<p><u>この処分（報告徵収の部分に限る。以下同じ。）に不服があるときは、行政不服審</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	

新	旧
<p><u>査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求することができます。</u></p> <p><u>ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</u></p> <p><u>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</u></p>	

<p>別添8 (是正命令書の例)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">是 正 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>貴〇の経営する指定自動車整備事業について、<u>(元号)〇〇年〇〇月〇〇日</u>に監査を実施したところ、<u>下記のとおり</u>、事業場の設備、技術及び管理組織（違反内容にあった内容とする）が国土交通省令で定める基準に適合していない事実が認められたことから、改善のために必要な報告を求めたところであるが、<u>未だ改善されていない</u>。</p> <p>よって、道路運送車両法第94条の3に基づき、是正のために必要な措置をとることを命ずる。</p> <p>また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を<u>(元号)〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>に〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>なお、是正が図られない場合には、指定の取り消しを行うこととなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">1.・2. (略)</p> <p style="text-align: center;">(元号)〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〇〇運輸局（支局）長 〇〇 〇〇 印</p>	<p>別添8 (是正命令書の例)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">是 正 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>貴〇の経営する指定自動車整備事業について、<u>平成〇〇年〇〇月〇〇日</u>に監査を実施したところ、事業場の設備、技術及び管理組織（違反内容にあった内容とする）が<u>下記のとおり</u>国土交通省令で定める基準に適合していない事実が認められたことから、改善のために必要な報告を求めたところであるが、<u>今だ改善されていない</u>。</p> <p>よって、道路運送車両法第94条の3に基づき、是正のために必要な措置をとることを命ずる。</p> <p>また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を<u>平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>に〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>なお、是正が図られない場合には、指定の取り消しを行うこととなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">1.・2. (略)</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〇〇運輸局（支局）長 〇〇 〇〇 印</p>
---	--

新	旧
<p>この処分（報告徴収の部分に限る。以下同じ。）に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求することができます。</p> <p>ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>(新設)</p>

別添9（検査員の警告書の例）

○運技整第 ○〇〇〇号
(元号) ○〇年〇〇月〇〇日
 (略)
 警 告 書

貴〇の経営する指定自動車整備事業について、(元号) ○〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、下記の自動車検査員の行為が道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。

このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1. 警告を行う自動車検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日
 氏名 ○○ ○○

別添9（検査員の警告書の例）

○運技整第 ○〇〇〇号
平成○〇年〇〇月〇〇日
 (略)
 警 告 書

貴〇の経営する指定自動車整備事業について、平成○〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、自動車検査員の行為が道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。

このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1. 警告を行う自動車検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日
 氏名 ○○ ○○

新	旧
教習修了番号 ○教第〇〇〇号 修了年月日 <u>(元号)</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 生年月日 <u>(元号)</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 2. (略)	教習修了番号 ○教第〇〇〇号 修了年月日 <u>平成</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 生年月日 <u>昭和</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 2. (略)
別添10 (解任命令書の例) (略) 自動車検査員の解任命令書 (略) 貴〇の経営する指定自動車整備事業の事業場（指定番号〇指第〇〇〇〇号）において選任している自動車検査員が、道路運送車両法に違反する事実が判明したので、道路運送車両法第94条の4第4項の規定により、 <u>下記の</u> 自動車検査員の解任を命ずる。 なお、この命令に違反した場合には、指定の取り消しを行うこととなる。 また、当該自動車検査員として選任するには、道路運送車両法第94条の4第5項の規定により解任の日から2年を経過し、かつ、自動車検査員再教習を修了していることが条件となることを申し添える。	別添10 (解任命令書の例) (略) 自動車検査員の解任命令書 (略) 貴〇の経営する指定自動車整備事業場（指定番号〇指第〇〇〇〇号）に選任している自動車検査員については、 <u>下記のとおり</u> 道路運送車両法に違反する事実が判明したので、道路運送車両法第94条の4第4項の規定により、自動車検査員の解任を命ずる。 なお、この命令に違反した場合には、指定の取り消しを行うこととなる。 また、 <u>記1の者</u> を自動車検査員として選任するには、道路運送車両法第94条の4第5項の規定により解任の日から2年を経過し、かつ、自動車検査員再教習を修了していることが条件となることを申し添える。
記	記
1. 解任を命ずる自動車検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日 氏名 ○○ ○○ 教習修了番号 ○教第〇〇〇〇号 修了年月日 <u>(元号)</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 生年月日 <u>(元号)</u> 〇〇年〇〇月〇〇日	1. 解任を命ずる自動車検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日 氏名 ○○ ○○ 教習修了番号 ○教第〇〇〇〇号 修了年月日 <u>平成</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 生年月日 <u>昭和</u> 〇〇年〇〇月〇〇日
2. 違反事実 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)	2. 違反事実 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)
3. 解任年月日 <u>(元号)</u> 〇〇年〇〇月〇〇日	3. 解任年月日 <u>平成</u> 〇〇年〇〇月〇〇日

新	旧
<u>(元号)</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 ○〇運輸局長 〇〇 〇〇 印	<u>平成</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 ○〇運輸局長 〇〇 〇〇 印
別添1 1 (優良認定の警告書の例) <u>〇運技整第</u> 〇〇〇〇号 <u>(元号)</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 (略) 警 告 書 <p>貴〇が認定を受けた優良自動車整備事業者について、<u>(元号)</u>〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、下記のとおり、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。</p> <p>このような行為は、優良自動車整備事業者の認定の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。</p> <p>また、<u>違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号)</u>〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局長あて文書により報告されたい。(局長警告であっても支局長まで)</p> <p>なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.・2. (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>この処分（報告徴収の部分に限る。以下同じ。）に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求することができます。</u> <u>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</u> <u>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づく</u></p> </div>	別添1 1 (優良認定の警告書の例) <u>〇運技整第</u> 〇〇〇〇号 <u>平成</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 (略) 警 告 書 <p>貴〇の経営する優良自動車整備事業について、<u>平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。</p> <p>このような行為は、優良自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。</p> <p>また、<u>この警告に基づく事業の改善の具体的措置を平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局長あて文書により報告されたい。(局長警告であっても支局長まで)</p> <p>なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.・2. (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>(新設)</u></p> </div>

新	旧
<p>き国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	

別添1 2 (優良認定の取消の例)

(略)

優良自動車整備事業の認定の取消通知書

(略)

貴〇が認定を受けた優良自動車整備事業者について、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条第4項の規定に基づき、下記のとおり、優良自動車整備事業者の認定を取り消すこととしたので通知する。

記

1.・2. (略)

3. 取り消し日

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日から (一週間後を目処に記入)

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、画面で国土交通大臣に対し審査請求することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき國を被告（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別添1 2 (優良認定の取消の例)

(略)

優良自動車整備事業の認定の取消通知書

(略)

貴〇の経営する優良自動車整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条第4項の規定に基づき優良自動車整備事業の認定を取り消すこととしたので通知する。

記

1.・2. (略)

3. 取り消し日

平成〇〇年〇〇月〇〇日から (一週間後を目処に記入)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき國を被告（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

新	旧
<p>別添1 3 (認証の全事業場の停止命令の例)</p> <p>(略)</p> <p>自動車<u>特定整備事業</u>の事業の停止命令書</p> <p>(略)</p> <p>貴〇の経営する自動車<u>特定整備事業</u>の事業場について、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、下記のとおり、道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条第1項第1号の規定に基づき、記1の事業場の認証を取り消すとともに、同法第93条第1項第3号の規定に該当することから、記2の全事業場の事業停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は自動車<u>特定整備事業</u>の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ~3. (略)</p> <p>4. 停止期間</p> <p> (元号)〇〇年〇〇月〇〇日から (元号)〇〇年〇〇月〇〇日まで 5日間</p> <p> (元号)〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の</p>	<p>別添1 3 (認証の全事業場の停止命令の例)</p> <p>(略)</p> <p>自動車<u>分解整備事業</u>の事業の停止命令書</p> <p>(略)</p> <p>貴〇の経営する自動車<u>分解整備事業場</u>について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条第1項第1号の規定に基づき認証を取り消すとともに、同法第93条第1項第3号の規定に該当することから全事業場の事業停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は自動車<u>分解整備事業</u>の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、貴〇のとった具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ~3. (略)</p> <p>4. 停止期間</p> <p> 平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 5日間</p> <p> 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の</p>

新	旧
<p>取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>
<p>別添14（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付停止命令書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>貴〇の経営する指定自動車整備事業について、<u>(元号)</u>〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項第1号の規定に基づき、記1の事業場の指定を取り消すとともに、同法第94条の8第1項第4号の規定に該当することから、<u>下記のとおり</u>、全事業場の保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、<u>違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ</u>、<u>(元号)</u>〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p>	<p>別添14（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付停止命令書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>貴〇の経営する指定自動車整備事業場について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項第1号の規定に基づき指定を取り消すとともに、同法第94条第8項第1項第4号の規定に該当することから全事業場の保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、<u>貴〇のとった具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</u></p>
記	記
<p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 停止期間 <u>(元号)</u>〇〇年〇〇月〇〇日から <u>(元号)</u>〇〇年〇〇月〇〇日まで 5日間</p> <p><u>(元号)</u>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、<u>書面で</u>国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日か</p>	<p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 停止期間 <u>平成〇〇年〇〇月〇〇日から</u> <u>平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u> 5日間</p> <p><u>平成〇〇年〇〇月〇〇日</u></p> <p style="text-align: center;">〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日か</p>

新	旧
<p>翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>ら起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>

別紙（例）

違反事実及び「〇〇〇…基準」に基づく違反点数並びに「〇〇〇…基準」に基づく〇〇（事業、保安基準適合証等交付）停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令（略）

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反
表（略）

【加重があった場合の例】

- 「〇〇〇…基準」（元号）〇〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号。）〇（〇）により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず〇〇の取消しとしたものである。
- 「〇〇〇…基準」（元号）〇〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号。）〇（〇）に定めるところにより、過去1年以内（元号）〇〇年〇月〇日）に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を2倍としたものである。

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法第29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には60点／台
法第31条	・車台番号	・車台番号、原動機型	10点	1台の自動車の車台番号及

別表1 自動車分解整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には60点／台
法31条	・車台番号	・車台番号、原動機型	10点	1台の自動車の車台番号及

新						旧					
	等の塗まつ行為等	式の塗まつ、切り接ぎ等	/台	び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台		等の塗まつ行為等	式の塗まつ、切り接ぎ等	/台	び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台		
法第78条-1項	・事業場(場所)違反	・認証を受けた作業場以外で <u>特定整備</u> を実施	5点	<u>次に掲げる作業を含む。</u> ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハのみ行う作業場に限る。）での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施		法78条-1項	・事業場(場所)違反	・認証を受けた作業場以外で <u>分解整備</u> を実施	5点	(新設)	
法第79条	・虚偽の認証申請	・虚偽の認証申請	取消			法79条	・虚偽の認証申請	・虚偽の認証申請	取消		
法第81条-1項	・変更の未届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	3点 取消	注1－1		法81条-1項	・変更の未届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	3点 取消	注1－1	
-2項	・廃止の未届出	・廃止届出の未提出	取消			-2項	・廃止の未届出	・廃止届出の未提出	取消		
法第82条-2項	・相続等の未届出	・相続等の届出の未提出	3点			法82条-2項	・相続等の未届出	・相続等の届出の未提出	3点		
法第83条-2項	・譲渡の未届出	・事業の譲渡の届出の未提出	3点			法83条-2項	・譲渡の未届出	・事業の譲渡の届出の未提出	3点		
法第89条	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点			法89条	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点		
法第90条	・ <u>特定整備</u> 作業不適切	① <u>特定整備</u> に係る部分が保安基準に不適合 ② <u>特定整備</u> 作業に重大な瑕疵があった	10点 /台 10点 /台	事故を惹起した場合には30点／台 事故を惹起した場合には30点／台		法90条	・ <u>分解整備</u> 作業不適切	① <u>分解整備</u> に係る部分が保安基準に不適合 ② <u>分解整備</u> 作業に重大な瑕疵があった	10点 /台 10点 /台	事故を惹起した場合には30点／台 事故を惹起した場合には30点／台	
法第91条-1項	・ <u>特定整備</u>	① <u>特定整備記録簿</u> の虚	10点	不正改造状態の場合は10点		法91条-1項	・ <u>分解整備</u>	① <u>分解整備記録簿</u> の虚	10点	不正改造状態の場合は10点	

新					旧				
項	記録簿の備付け・記載違反	偽記載 ②特定整備記録簿の記載なし ③特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ④特定整備記録簿を備え付けていない	3点 1点 3点	注1-2		記録簿の備付け・記載違反	偽記載 ②分解整備記録簿の記載なし ③分解整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ④分解整備記録簿を備え付けていない	3点 1点 3点	注1-2
-2項	・ <u>特定整備記録簿の交付義務違反</u>	・使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない	3点	注1-2	-2項	・ <u>分解整備記録簿の交付義務違反</u>	・使用者へ分解整備記録簿の写しを交付していない	3点	注1-2
-3項	・ <u>特定整備記録簿の保存義務違反</u>	・ <u>特定整備記録簿を2年間保存していない</u>	3点	不正改造状態の場合は10点 注1-2	-3項	・ <u>分解整備記録簿の保存義務違反</u>	・ <u>分解整備記録簿を2年間保存していない</u>	3点	不正改造状態の場合は10点 注1-2
法第91条の2 [則第57条]	・設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない ②従業員が認証基準の要件を満たしていない	6点 6点	① 次に掲げる作業を含む。 ・電子制御装置点検整備作業場の共用設備の管理体制の不備（管理者、距離、能力、契約及び車両置場の附置） ・離れた作業場の保守管理不備	法91条の2 [則57条]	・設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない ②従業員が認証基準の要件を満たしていない	6点 6点	(新設)
法第91条の3 [則第62の2の2条1-1]	・料金表の掲示違反	①料金表を掲示せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示していない	3点 1点		法91条の3 [則62の2の2条1-1]	・料金表の掲示違反	①料金表を掲示せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示していない	3点 1点	
[則第62の2]	・概算見積書の未交	①整備内容及び必要性を説明していない	3点		[則62の2]	・概算見積書の未交	①整備内容及び必要性を説明していない	3点	

新					旧				
[の2条1-2]	付等	②概算見積書の未交付	3点		[2条1-2]	付等	②概算見積書の未交付	3点	
[則第62の2の2条1-3]	・点検整備料金の過剰請求	・点検整備料金の過剰請求	6点		[則62の2の2条1-3]	・点検整備料金の過剰請求	6点		
[則第62の2の2条1-4] 法第99条の2	・不正改造	・不正改造を実施	15点 ／台	5台以上は取消し	[則62の2の2条1-4] 法99条の2	・不正改造	・不正改造を実施	15点 ／台	5台以上は取消し
法第91条の3 [則第62の2の2条1-5]	・整備技術情報に基づく電子制御装置整備の未実施	①整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備の未実施 ②整備技術情報を入手できる体制にない	5点 5点	①電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行なうことができる条件の違反を含む。	(新設)				
法第91条の3 [則第62の2の2条1-6]	・エーミング作業の不適切	①エーミング作業の未実施 ②エーミング作業に必要な措置が講じられていない	6点 6点	②離れた電子制御装置点検整備作業場への移動における安全対策未実施を含む。	(新設)				
法第91条の3 [則第62の2の2条1-7]	・整備主任者選任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務 ③整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	6点 6点 3点		法91条の3 [則62の2の2条1-5]	・整備主任者選任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務 ③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備	6点 6点 3点	
[則第62の2の2条1-8]	・整備主任者研修の未受講	・整備主任者研修の未受講	3点		[則62の2の2条1-6]	・整備主任者研修の未受講	・整備主任者研修の未受講	3点	

新						旧					
[則第62の2の2条1-9]	・フロン類放出違反	・フロン類放出禁止違反	3点			[則62の2の2条1-7]	・フロン類放出違反	・フロン類放出禁止違反	3点		
[則第62の2の2条1-10]	・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は帮助	・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は帮助	6点	<p>次に掲げるものを含む。</p> <p>・構内外注の契約等が交わされていない</p> <p>・認証を受けていない事業者に対する特定整備の外注</p> <p>・不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合には15点／台(5台以上は取消し)</p>		[則62の2の2条1-8]	・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は帮助	・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は帮助	6点	<p>不正改造の実施を依頼等した場合には15点／台(5台以上は取消し)</p> <p>ペーパー車検、不正改造状態で車検を依頼等した場合は10点／台</p>	
[則第62の2の2条-2項]	・整備主任者の未届出、変更未届出	①整備主任者の届出、変更届出未提出 ②虚偽の届出、変更届出	3点 10点			[則62の2の2条-2項]	・整備主任者の未届出、変更未届出	①整備主任者の届出、変更届出未提出 ②虚偽の届出、変更届出	3点 10点		
法第92条	・改善命令違反	・法第92条に基づく命令に従わず	取消			法92条	・改善命令違反	・法第92条に基づく命令に従わず	取消		
法第93条-1号	・事業の停止命令違反	・事業の停止命令に従わず	取消			法93条-1号	・事業の停止命令違反	・事業の停止命令に従わず	取消		
-2号	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を <u>特定整備</u> ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を <u>特定整備</u>	5点 5点			-2号	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を分解整備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を分解整備	5点 5点		
	・認証条件違反	・認証の条件違反	5点				・認証条件違反	・認証の条件違反	5点		

新					旧				
-3号	・欠格事項	・法第80条第1項第2号イ、ハ又はニに該当（但し、法人であって、その役員が法第 <u>80</u> 条第1項第2号ロに該当した場合を除く。）	取消		-3号	・欠格事項	・法第80条第1項第2号イ、ハ又はニに該当（但し、法人であって、その役員が法第 <u>80</u> 条第1項第2号ロに該当した場合を除く。）	取消	
法第94条の5	・適合証等の不正交付	・ペーパー車検、不正改造状態での車検手続	<u>15点</u> ／台	<u>5台以上は取消し</u> 保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の <u>特定整備事業</u> に適用する。 ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。	法94条の5	・適合証等の不正交付	・ペーパー車検、不正改造状態での車検手續	<u>10点</u> ／台	車検手続きを行った指定整備工場の <u>分解整備事業</u> に適用する。 ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。
法第100条 -1項	・報告違反等	・報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	30点		法100条 -1項	・報告違反等	・報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	30点	
-2項	・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避（正当な理由なく対応しない場合を含む。）又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	30点		-2項	・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避（正当な理由なく対応しない場合を含む。）又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	30点	

注 (略)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)
-3項	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法94条の2 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)
-3項	(略)	(略)	(略)	(略)

新					旧				
[指定規則第3条] 法第94条の3 -1項[優良規則第5条及び第6条] (略) [指定規則第2条]	(略)	(略)	(略)	(略)	[指定規則3条] 法94条の3-1項[優良規則5条及び6条] (略) [指定規則2条]	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の4 -1項 [指定規則第4条] -2項 [指定規則第4条の2 -1項 -2項]	(略)	(略)	(略)	(略)	法94条の4 -1項 [指定規則4条] -2項 [指定規則4条の2 -1項 -2項]	(略)	(略)	(略)	(略)
-3項 [指定規則第5条 -3項]	(略)	(略)	(略)	(略)	-3項 [指定規則5条 -3項]	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の5 -1項 適合証等の不正交付 (記載・証明不適切)	適合証等の不正交付 (記載・証明不適切)	①検査員の証明を虚偽の記載(法第94条の5第2項に基づく電磁的方法により登録情報処理機関に提供することを含む。この	45点 /台	記載誤りは3点(電磁的方法による提供を除く。)	法94条の5 -1項 適合証等の不正交付 (記載・証明不適切)	適合証等の不正交付 (記載・証明不適切)	①検査員の証明を虚偽記載した	45点 /台	記載誤りは3点

新					旧				
		項において「電磁的方法による提供」という。 した							
		②適合証の検査年月 日、交付年月日を虚偽 の記載し、適合証を交 付した ③検査員の証明がな い(選任されていない 検査員資格者に証明 させた場合を含む)の に適合証を交付した	30点 ／台	記載誤りは3点(電磁的 方法による提供を除く。)			②適合証の検査年月 日、交付年月日を虚偽 記載し、適合証を交付 した ③検査員の証明がな い(選任されていない 検査員資格者に証明 させた場合を含む)の に適合証を交付した	30点 ／台	記載誤りは3点
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(点検・整 備・検査不 適切)	①・② (略) ③点検整備の一部を実 施せず適合証を交付し た ④～⑥ (略)	10点 ／台	電子制御装置整備の一部 作業の外注違反を含む。 注2－1 注2－5		(点検・整 備・検査不 適切)	①・② (略) ③点検整備の一部を実 施せず適合証を交付し た ④～⑥ (略)	10点 ／台	注2－1 注2－5
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の 5の2 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)	法94条の5 の2 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)
・限定適合 証の不正 交付 (記載・証 明不適切)	①整備の全て又は一部 を実施せず限定適合証 を交付した	10点 ／台	電子制御装置整備の一部 作業の外注違反を含む。 注2－1 注2－5		・限定適合 証の不正 交付 (記載・証 明不適切)	①整備の全て又は一部 を実施せず限定適合証 を交付した	10点 ／台	注2－1 注2－5	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	法94条の6 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の 6	(略)	(略)	(略)	(略)					

新					旧				
-1 項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の 8	(略)	(略)	(略)	(略)	法94条の8 -1 項 -1 号	(略)	(略)	(略)	(略)
-1 項 -1 号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	法94条の9	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の 9	(略)	(略)	(略)	(略)	法94条の9 -2 項	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の 10	(略)	(略)	(略)	(略)	法94条の 10 [指定規則 第7条 -2項]	(略)	(略)	(略)	(略)
[指定規則 第7条 -2項]	(略)	(略)	(略)	(略)	[指定規則 12条 -1 項]	(略)	(略)	(略)	(略)
[指定規則 第12条 -2項]	(略)	(略)	(略)	(略)	[指定規則 12条 -2項]	(略)	(略)	(略)	(略)
[指定規則 第14条]	(略)	(略)	(略)	(略)	[指定規則 14条]	(略)	(略)	(略)	(略)
法第99条の 2	(略)	(略)	(略)	(略)	法99条の2	(略)	(略)	(略)	(略)
法第100条 -1 項	(略)	(略)	(略)	(略)	法100条 -1 項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

表1・表2 (略)

注 (略)

表1・表2 (略)

新					旧				
別表3 優良自動車整備事業に係る違反点数					別表3 優良自動車整備事業に係る違反点数				
違反 条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備 考	違反 条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備 考
法第31条	(略)	(略)	(略)	(略)	法31条	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)	法94条-1項	(略)	(略)	(略)	(略)
-2項 [優良規則 第8条]	(略)	(略)	(略)	(略)	-2項 [優良規則 8条]	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条 -4項 [優良規則第 5条及び第6 条] -1号	(略)	(略)	(略)	(略)	法94条 -4項 [優良規則5 条及び6条] -1号	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[優良規則 第7条 -1号]	(略)	(略)	(略)	(略)	[優良規則 7条 -1号]	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条 -5項 [優良規則 第9条]	(略)	(略)	(略)	(略)	法94条 -5項 [優良規則 9条]	(略)	(略)	(略)	(略)
法第99条の2	(略)	(略)	(略)	(略)	法99条の2	(略)	(略)	(略)	(略)
法第100条 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)	法100条 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 (略)					注 (略)				